

昭和二十五年十一月三十日提出
質問第一二一五号

供米代金の支拂に関する質問に対する内閣の答弁書の權威に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和二十五年十一月三十日

提出者 山口 武 秀

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

供米代金の支拂に関する質問に対する内閣の答弁書の權威に関する質問主意書

第七回国会の会期中に、私は茨城県銚田町農業協同組合について質問書を出し、吉田総理大臣の名による答弁を受けている。その質問は「銚田町農業協同組合長に不正があり、そのために農民は供出代金の貯金拂戻しができず、それが供米の促進を阻害する事情になつており、さらに農業計画割当に基く肥料の配給を農民が取れず、再大問題となつてゐるが、うんぬん」という趣旨のものであつた。ところが、それに対する政府答弁は「調査したところ、銚田町農業協同組合には不正はない。多少不健全かと思われる運営も一部に見られたが、全体としては健全で貯金拂戻に支障はない。一時あつたとりつけ騒ぎは一部せん動者によつておこつた混乱事態で、根拠のないことであつた。」旨を述べていた。

しかし、その後事實は判明し、政府答弁とは全く逆で、不正事件があり、そのため農民の貯金百万円以上がこげつき状態にあることが明らかになり、現在未だ解決をみずに重大問題化している。一体政府は、何故に左様な、誤りもはなはだしい答弁をなしたのであるか。政府の威信を傷つけること大なるものがあ

ると思う。これは、どういう調査方法をとられたのであるか。政府答弁を作成する際に、今後一段の慎重さをもつてその権威を守り、信用できる回答をしてほしいと思うが、政府の見解如何。

右質問する。